

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」

特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

「特別な配慮を必要とする生徒の高校受験」

高等学校受験に際して、保護者から特別支援学級に在籍していると、受験できないのではないか、不利になるのではないかとという相談が寄せられています。

－令和7年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項 選抜方法より（一般選抜）－
入学者の選抜は、高等学校長が、次の（１）と（２）に基づき、総合的に判断して選抜する。

- （１）学力検査の検査得点の合計と調査書点（調整評定値の合計）を基に、各高等学校で作成した相関表
- （２）調査書の記載内容及び面接の評価に関する資料

ポイントは、「総合的に判断して選考ではなく選抜する」です。選考は考えて選ぶこと、選抜は上記の資料を参考に、多くの中からよいもの（生徒）を選んで抜き出すことです。障害等の有無や特別支援学級在籍は、合格の判断基準には関係ありません。昨年度も特別支援学級の生徒が、上記の選抜方法をクリアして高等学校に合格しています。

【特別支援学級在籍の生徒、読み書き等に困難さがある生徒の受験のポイント】

- 1 計画的な進路指導（合格がゴールではない！）
 - ① 1年生から計画的・系統的に進路学習を進め、具体的なイメージをもてるようにする。
 - ② 高等学校卒業後の進路も考えながら、本人及び保護者、中学校の思いを一つにする。必要に応じて、教育課程の見直しを行う。
 - ③ 特別支援学校高等部を希望する場合は、必ず教育相談を兼ねた学校見学が必要になる。
- 2 合理的配慮の提供（授業や定期考査等で実施していることが根拠となる）

特別な配慮を必要とする障害等のある生徒については「特別配慮申請書」を志願先の高等学校長に申請できる。申請のあった高等学校長は、志願者の中学校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ実施可能な範囲において適切な措置を講じることができる。協議の結果、特別な配慮が必要であると認めた高等学校長は、「特別配慮通知書」を中学校長に送付する。※入試における合理的配慮の例（裏面参照）
- 3 生徒に伝えたい3つの情報（説得力のある数字と具体例を示して正しい選択につなげる）
 - ① ありのままの情報（学校生活や授業の様子）
 - ② 客観的な情報（定期考査や検査結果）
 - ③ 生きた情報（教師や保護者の知識、経験、具体例）
- 4 進路指導のキーワード（最終的に生徒本人が答えを見付ける）
 - ① 自分で選ぶ（自分で選んだという意識があれば頑張れる）
 - ② 具体的な目標をもつ（なりたい自分に近づくために努力ができる）
 - ③ 自分を知る（自分の強みで苦手さをカバーできる）



「緘黙児に変容が見られないので悩んでいます」という質問がありました。自分の思いを言葉で表現するという最上位の目標に対して、今できていること、少し頑張ればできそうなことを目標にして、具体的な手立てを考えると一貫した指導が可能になります。指導に悩んだときは、子どもが達成可能なスモールゴールを設定して、ラストゴールを目指しましょう。

入試における合理的配慮

入学試験における発達障害のある生徒への配慮の事例

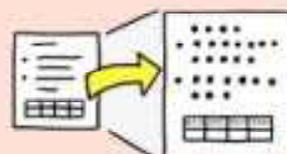
別室受験



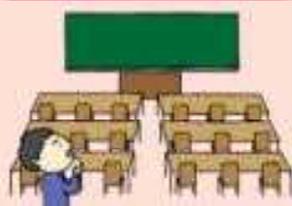
試験時間の延長



問題用紙の拡大



前日に会場の下見



問題文の読み上げ



個別面接を個人面接で実施



周囲の理解と合意形成が課題